

東海村人事行政運営等の状況報告書（令和5年度）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

① 採用者数の状況

区 分	R5.4.1～R6.3.31採用者数(人)		
	試験採用	選考採用	計
一般行政職員	14	0	14
教 育 職 員	6	0	6
企 業 職 員	1	0	1
合 計	21	0	21

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

② 退職者数の状況

区 分	R5.4.1～R6.3.31退職者数(人)					
	定年	勸奨	普通	再任用満了	その他	計
一般行政職員	0	3	8	2	0	13
教 育 職 員	0	0	1	0	0	1
企 業 職 員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	3	9	2	0	14

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務等の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

※4 再任用とは、地方公務員法第28条の4の規定に基づく常時勤務を要する職への再任用及び同法第28条の5の規定に基づく短時間勤務の職への再任用をいう。

(2) 職員数の状況

区 分	職員数(人)		
	R5.4.1	R6.4.1	対前年比増減数
一般行政部門	313	323	10
教 育 部 門	74	70	-4
企 業 部 門	36	36	0
合 計	423	429	6

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

(3) 職員再任用の状況

区 分	職員数(人)	
	R6.4.1	(うち前年度からの継続)
一般行政部門	7	7
教 育 部 門	3	3
企 業 部 門	0	0
合 計	10	10

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

2 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額, 平均手当月額, 平均給与月額, 平均期末・勤勉手当当年額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均給料月額 (a)	平均職員手当 月額 (b)	平均給与月額 (a+b)	平均期末・勤勉 手当年額
一般行政職員	324,900円	98,604円	423,504円	1,582,000円
教育職員	297,300円	37,533円	334,833円	1,480,100円
技能労務職員	286,800円	21,955円	308,755円	1,261,600円

※1 一般行政職員とは, 教育職員, 技能労務職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは, 幼稚園教諭等の業務に従事する職員をいう。

※3 技能労務職員とは, 学校給食調理員等の業務に従事する職員をいう。

※4 給与月額とは, 給料及び職員手当(期末・勤勉手当, 退職手当を除く)の合計額をいう。

(2) 初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	学歴	初任給
一般行政職員	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円
教育職員	大学卒	196,200円
	短大卒	179,100円
技能労務職員	高校卒	164,000円

※1 一般行政職員とは, 教育職員, 技能労務職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは, 幼稚園教諭の業務に従事する職員をいう。

※3 技能労務職員とは, 学校給食調理員等の業務に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

(3)職員手当の状況(令和6年4月1日現在)

期末・勤勉手当 支 給 割 合		期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.225月 (0.6875月)	1.025月 (0.4875月)	
	12月期	1.225月 (0.6875月)	1.025月 (0.4875月)	
・職制上の段階、職務の等級による加算措置有り ・勤勉手当支給割合は前年度における人事評価結果による加減算有り				
退 職 手 当	支給率		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年		19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年		28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年		34.7355月分	40.80375月分
	勤続35年		39.7575月分	47.709月分
	最高限度額		47.709月分	47.709月分
	その他加算措置		定年前早期退職特例措置 (50～59歳対象 2%～20%加算)	
	退職時特別昇給		なし(H27.4.1より廃止)	
特殊勤務手当	支給額の大きい 手 当	保育士業務手当, 幼稚園教諭業務手当, 保育教諭業務手 当, 土木建築業務手当		
	多くの職員に支給 されている手当	保育士業務手当, 幼稚園教諭業務手当, 保育教諭業務手 当, 土木建築業務手当		
扶 養 手 当	区分	配偶者	子1人につき	父母等1人につき
	支給月額	6,500円	10,000円	6,500円
	扶養親族である子のうち満16歳から満22歳の年度末までの子, 1人につき 5,000円を加算			
住 居 手 当	借家・借間	家賃の額に応じて28,000円限度に支給(家賃16,000円を超 える場合に限る)		
	自 宅	支給なし		
通 勤 手 当	電車・バス通勤者	6箇月 定期の価格を基本として1箇月あたり55,000円まで		
	自家用車通勤者	使用距離等に応じて, 2,500円から31,600円の範囲内		

※1 期末・勤勉手当において, ()内は再任用職員に係る支給割合。

※2 勤勉手当において, 前年度人事評価結果が標準の成績の者に係る支給割合。

(4)特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
村長	850,000円	6月期 1.7月 12月期 1.7月 合計 3.4月
副村長	658,000円	
教育長	616,000円	
議長	450,000円	
副議長	408,000円	
議員	387,000円	

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間(令和6年4月1日現在)

- 一般職員の勤務時間について
- 午前8時30分から午後5時15分まで
 - 休憩時間 午後0時00分から60分間
- ※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なる。

(2)休暇(令和6年4月1日現在)

年次休暇	1年について、1月1日に在職する職員に対して、20日 令和5年における職員1人当たりの平均取得日数 14.4日
療養休暇	・公務又は通勤による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、必要と認める期間 ・私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、90日以内において必要と認める期間
介護休暇	・配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護を要する場合
特別休暇	・災害その他特別の理由がある場合

※ 年次休暇の平均取得日数における職員とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間を在職した職員をいい、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況(令和5年度の新規承認者)

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般行政部門	13	3	6	2	2	0	0
教 育 部 門	3	1	0	1	1	0	0
企 業 部 門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	16	4	6	3	3	0	0

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができる。給与(給料及び諸手当)は、育児休業の期間中は支給されない。

※2 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※3 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※4 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

(2) その他の休業の状況

その他の休業の状況(令和5年度の新規承認者)

区 分	修学部分 休業	自己啓発等 休業	配偶者同行 休業
一般行政部門	0	0	0
教 育 部 門	0	0	0
企 業 部 門	0	0	0
合 計	0	0	0

※1 修学部分休業は、地方公務員法第26条の2に基づき、職員の修学のため必要とされる時間について、1週間を通じて19時間を超えない範囲内で休業できる制度。給与(給料及び諸手当)は、就学部分休業の期間中は減額される。

※2 自己啓発等休業は、地方公務員法第26条の5に基づき、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、大学等課程の履修のための休業にあつては2年、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内で休業できる制度。給与(給料及び諸手当)は、自己啓発等休業の期間中は支給されない。

※3 配偶者同行休業は、地方公務員法第26条の6に基づき、3年を超えない範囲内で休業できる制度。給与(給料及び諸手当)は、配偶者同行休業の期間中は支給されない。

※4 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※5 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※6 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分延べ件数(令和5年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	一般行政部門	0	0	34	0	34
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	34	0	34
職に必要な適格性を欠く場合	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
災害により生死不明になった等条例で定める事由による場合	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
合 計	一般行政部門	0	0	34	0	34
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	34	0	34

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

※4 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降給、休職、免職又は降任の処分をすること。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

(2)懲戒処分件数(令和5年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等
給与・任用に関する不正	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	一般行政部門	0	0	0	2	2
	教 育 部 門	0	0	0	1	1
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	3	3
一般非行関係	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
事務に関する不正	一般行政部門	0	0	0	1	1
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
道路交通法違反	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
監督責任	一般行政部門	0	0	0	0	0
	教 育 部 門	0	0	0	0	0
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
合 計	一般行政部門	0	0	0	3	3
	教 育 部 門	0	0	0	1	1
	企 業 部 門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	4	4

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

※4 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

※5 訓告等とは、懲戒処分に準ずる処分であり、訓告のほか厳重注意等を含む。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

6 職員のサービスの状況

(1) 服務規則

職員は、村民全体の奉仕者として公務を民主的に運営すべき責務を深く自覚し、常にその事務を処理するに必要な知識及び技術の習得に努め、法令、条例、規則その他の規程及び上司の服務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(2) 営利企業等従事許可の状況(令和5年度)

区 分	許可件数
一般行政部門	6
教 育 部 門	4
企 業 部 門	2
合 計	12

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況(令和5年度)

職員に対する主な研修は、村が実施する以外に、「茨城県自治研修所」、「全国市町村国際文化研修所」、「全国建設研修センター」等の外部の研修実施機関で行われているもののほか、茨城県央地域定住自立圏による合同研修・相互参加研修がある。

区 分	概 要	受講者数(延べ)
一般行政職員 教育職員 企業職員	職員の資質及び教養の向上による勤務能率の発揮及び増進を図り、もって村行政の円滑な運営に資することを目的とし、職員研修を行っている。 令和5年度においては、一般研修(階層別研修)、専門研修、派遣研修、交流研修等、全34講座を実施した。	481名

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

(2)勤務成績の評定の状況

区 分	概 要
一般行政職員 幼稚園教諭・保育士・保育教諭 技能労務職員	職員の職務に対する意欲、向上心、達成感及び充実感を引き出し、もって適正な人材育成を図るとともに、公平かつ公正な人事管理を行うことを目的に、以下のとおり人事評価を行っている。 ・基準日…2月1日 ・評価方法…実績評価(目標達成度評価／通常業務評価)、能力・態度評価

※1 一般行政職員とは、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、技能労務職員に該当しない職員をいう。

※2 幼稚園教諭・保育士・保育教諭とは、幼稚園教諭・保育士・保育教諭のほか、幼稚園、保育所、認定こども園に勤務する医療職をいう。

※3 技能労務職員とは、清掃職員、学校給食調理員、用務員等の業務に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(令和5年度)

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の福利(令和5年度)

事業	実施項目
ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(茨城県市町村共済組合主催)
健康保持・増進の支援	メンタルヘルスセミナーの開催(茨城県市町村共済組合主催), 衛生委員会の開催, ストレスチェック(個人, 集団分析) 長時間労働対策, 労働安全衛生教育, 普通救命講習会
各種健康診断の実施	定期健康診断, 人間ドック検診, ガン検診等
健康相談の実施	産業医による健康相談 臨床心理士, 精神保健福祉士による心の健康相談室(メンタルヘルスケア)

(2)公務災害認定件数(令和5年度)

職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数	発生率(件/百人)
一般行政部門	1	0.31
教育部門	0	0.00
企業部門	0	0.00
合計	1	0.23

※1 一般行政部門とは, 教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは, 教育委員会事務局, 幼稚園, 小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは, 村長部局などにおいて水道, 病院, 区画整理, 下水道, 国保, 介護保険に従事する職員をいう。

(3)職員共済会の設置

職員とその家族の相互救済並びに福利増進を図ることを目的として, 東海村職員共済会を設置している。

①会員数

431人(令和5年度末)

②掛金

給料月額×5/1000+100円

③主な事業

共済給付事業, 福利厚生事業 等

④令和5年度決算額

8,615,513円

④うち, 公費補助金額 268,926円(村民活動参加事業)

(4)利益の保護の状況(令和5年度)

区分	前年度からの 継続件数	受理件数	左記案件に対する処理状況	
			処理件数	継続件数
勤務条件に関する 措置の要求	0	0	0	0
不利益処分に関する 不服申立て	0	0	0	0

※地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき, 公平委員会に対して行う措置要求または不服申立ての状況